

配置予定技術者の能力

工事名： _____

商号又は名称： _____

ふりがな 氏名		年齢	歳
保有資格名称		取得年月日	年 月 日
監理技術者資格者証番号		取得年月日	年 月 日
監理技術者講習修了証番号		修了年月日	年 月 日
その他の資格 (資格の名称を記入)		取得年月日	年 月 日
過去10年間の同種工事における施工経験	発注者		
	受注者		
	工事名		
	工事箇所		
	請負金額	円(円)	
	工事種類		
	契約日	年 月 日	
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日	
	従事役職	主任技術者 監理技術者	
	受注形態	単体元請・単体下請・JV元請・他()	
	工事概要		
	CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号 無)	
過去2か年度以降の類似工事において従事した工事の 工事成績	平均点の有無	有 無	
	平均点	点	
継続教育(CPD)の取得状況	継続教育の証明の有無	有 無	
	証明書発行団体名		
建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受け監理技術者補佐を専任で置く場合			
ふりがな 監理技術者補佐の氏名		年齢	歳
保有資格名称		取得年月日	年 月 日

(注)

(基本事項)

- 1 本工事に主任技術者又は監理技術者として配置する予定の技術者(以下「技術者」という。)について作成すること。
- 2 工事の施工に当たって、退職や病休のなどやむを得ないものとして発注者が承認した場合のほかは、本書に記載した技術者以外の者への変更は認めない。

(資格について)

- 1 当該工事を履行するに当たって保有する資格を記入し、資格の確認できる書類の写しを添付すること。
- 2 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。(ただし、平成16年2月29日以前に監理技術者資格者証を交付された者は、監理技術者証の写しのみで足りる。)
- 3 その他の資格(資格の名称を記入)に当たっては、当該資格認定証明書等の写しを添付すること。

(施工経験について)

- 1 記入する同種工事の施工経験件数は1件とし、複数の提出はしないこと。ただし、対象となる工事の契約日及び完了日が入札公告日前の10年間に含まれること。この項目は、当該技術者の施工経験に関することであり、従事する会社が現在と違って、技術者としての施工経験であれば、対象となる。また、工期途中で交代した場合は、その従事期間が全体の期間の50%以上となっていること。
- 2 工事種類は、同種工事として評価を受ける工事の種類を記入すること。
土木一式工事、建築一式工事等と広義的な区分で可とする場合とボックスカルバート工事、護岸工事など狭義的な区分で可とする場合があるので、入札公告及び入札説明書を熟読すること。
- 3 工事経験を有する工事は、施工実績評価資料(第7号様式)の工事と同一でなくてもよい。
- 4 請負額の()は共同企業体の場合の全体金額を記入すること。
- 5 受注形態は、単体又は ・ JV(出資比率 %)と記入すること。
- 6 共同企業体の構成員としての経験の場合は、出資比率20%以上の場合に限る。
- 7 工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。
- 8 当該工事の内容及び当該工事に配置予定技術者が従事していたことが確認できるもの(竣工時工事カルテ、契約書、図面の写し等)を添付すること。

(工事成績について)

- 1 工事成績とは、野田市総務部工事検査担当及び野田市水道部工務課で評価した成績評定点。
- 2 類似工事の定義は入札説明書を確認すること。
- 3 工事成績評定評価の平均点数の算出方法
平均点 = 過去2か年度以降の工事成績の合計 ÷ 当該件数(小数点以下切捨て)
平均点の根拠となる個々の工事の工事成績評定点の一覧表(工事名、工事箇所、契約金額、契約日及び完了日、工事成績評定点等が一覧表となっているもの)を作成し、工事検査結果通知書の写しを添付して提出すること。
なお、工事成績評定点がない場合(評定のない場合も含む)の提出は不要。

(継続教育(CPD)の取得状況について)

- 1 継続教育を実施している団体等が発行する学習履歴証明を以てこれを認めるものとする。
- 2 学習履歴を証明する証明書発行団体名を記載する。
証明書発行団体名の例：(一社)全国土木施工管理技士連合会、(公社)日本技術士会等
- 3 当該工事の履行にかかる国家資格の継続教育に限って評価する。なお、各団体が発行する技術者証の写し及び学習履歴を証明する証明書の写しを添付し、各団体推奨単位を取得していること及び有効期限内であることを証明すること。
- 4 各団体推奨単位：(一社)全国土木施工管理技士連合会の推奨単位は、1年間の場合は20ユニット、2年間では40ユニット、3年間では60ユニット、4年間では80ユニット、5年間では100ユニットである。
- 5 証明書の有効期限：証明書は、平成30年4月1日から評価項目資料の提出期限までの間で、連続した1年間に推奨単位が取得できていることを証明するものを有効とする。